
目 次

I	田村市の概要	2-3
II	田村市議会の概要	
	1. 議員任期及び定数	4
	2. 会派別議員数	4
	3. 当選回数別議員数	4
	4. 年齢別議員数	4
	5. 議員報酬・旅費等	4
	6. 政務活動費	5
	7. 常任委員会	5
	8. 議会運営委員会	5
	9. 議会広報委員会	5
1 1.	議会報告委員会	5
1 1.	質疑	6
1 2.	一般質問	6
1 3.	代表質問	6
1 4.	請願・陳情及び意見書(案)・決議(案)	6
1 5.	議会広報	7
1 6.	会議録	7
1 7.	議会のホームページ	7
1 8.	議会映像配信	7
III	田村市議会委員会等構成	8
IV	田村市議会議員名簿(議席図)	9
V	田村市の財政状況	
	1. 一般会計予算(平成30年度)	10
	2. 特別会計・水道事業会計(平成30年度)	11
	3. 財政指標(平成28年度)	11
	4. 議会費(平成30年度)	11
VI	田村市議会運営に関する基準	12-21
VII	田村市議会の概略	22

Ⅰ 田村市の概要

田村市は、阿武隈高原の中央に位置し、平成17年3月1日に田村郡7町村の内、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の旧5町村が合併し形成されました。本地域は、福島県の中核的都市である郡山市まで約30kmの位置にあり、福島県の中通りにあって浜通りとの結節点となる地域です。

本地域には阿武隈山系が南北に走り、北から日山（1,057m）、移ヶ岳（995m）、鎌倉岳（967m）、高柴山（884m）、大滝根山（1,192m）、羽山（970m）などが連なり、これらの山々と小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっており、これらの山岳を源に、大滝根川や高瀬川などの多くの河川が地域を流下しています。

気候は、年間の気温較差が大きく、降雨・降雪量は少ない表日本内陸山間型の特徴を持ち、寒候期においても、連続した降雪期間は短くなっています。

また、本地域には縄文時代の遺跡が多数発見されており、極めて早い時期から人々が定住していたことがうかがえます。

田村市が現在の姿に至るまでの経緯は、次のとおりです。



■合併の経緯

田 村 市	平成17年 3月 1日合併
滝根町	明治22年の市町村制施行により、神俣村、広瀬村、菅谷村を合併し、滝根村となり、その後、昭和15年に町政施行を経て、平成17年2月28日に閉町。
大越町	明治22年に上大越村、下大越村が合併し大越村となる。昭和17年に町制を施行。昭和30年に第一次町村合併により七郷村大字牧野・大字栗出が合併。昭和31年に第二次町村合併により常葉町大字早稲川の20字を編入、昭和34年に第三次町村合併により常葉町大字早稲川3字の編入を経て、平成17年2月28日に閉町。
都路村	明治22年の市町村制施行により、古道村と岩井沢村を合併し、平成17年2月28日に閉村。
常葉町	明治31年町政を施行し、昭和30年に常葉町と山根村が合併。その後一部境界変更を経て、平成17年2月28日に閉町。
船引町	明治22年に町村制施行により、次の村が発足。 片曾根村（今泉村、船引村）、文珠村（春山村・糺田村・石森村）、美山村（北鹿又村・長外路村）、瀬川村（石沢村・新館村・門鹿村・大倉村）、移村（上移村・南移村・北移村・中山村・横道村）、芦沢村（芦沢村が単独で村制施行）、七郷村（門沢村・櫛山村・堀越村・遠山沢村・永谷村・牧野村・栗出村）、要田村（熊耳村・笹山村・荒和田村・南成田村・北成田村）。 昭和9年に片曾根村が町制施行・改称し船引町となる。その後、昭和30年に船引町・文珠村・美山村・瀬川村・移村・芦沢村と七郷村の一部（門沢・櫛山・堀越・遠山沢・永谷）が合併し船引町が発足。昭和32年に三春町の一部（笹山・荒和田と熊耳・南成田の各一部）を船引町に編入。昭和38年に船引町の一部（笹山・荒和田・要田の各一部）を三春町に編入し、平成17年2月28日閉町。

■田村市の人口、世帯数、面積

新市の面積は458.33平方キロメートルで、土地利用区分をみると、全体の約67%を山林が占める典型的な中山間地域で、人口は約39,000人となり、中通りの中核をなす市となっています。

人 口	38,503人
世 帯 数	12,708世帯
面 積	458.33km ²
田	33.14km ²
畑	50.41km ²
宅 地	14.45km ²
山 林	306.75km ²
原 野	13.12km ²
その他	40.46km ²

■産業別就業人口の推移

平成27年の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が13.0%、第2次産業が38.3%、第3次産業人口が48.0%となっています。平成2年と平成27年を比較すると、就業人口が、25,963人から20,022人と約23%減少しています。第1次産業就業者数は7,883人から2,616人と約67%減少し、減少傾向が顕著となっています。第2次産業就業者数は、平成7年をピークに減少しています。第3次産業就業者数は、増加傾向になっています。

資料：平成27年国勢調査及び福島県市町村課「固定資産概要調書（土地）」
(平成27年10月1日現在)

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
第1次産業	農業	7,799	5,966	5,008	4,399	3,131	2,513
	林業	83	57	113	41	144	102
	漁業	1	2	3	5	5	1
	小計（構成比）	7,883(30.4%)	6,025(24.1%)	5,124(21.3%)	4,445(19.9%)	3,280(16.5%)	2,616(13.0%)
第2次産業	鉱業	192	55	60	42	53	63
	建設業	2,793	3,322	3,340	2,777	2,247	2,949
	製造業	7,340	7,187	6,754	5,854	5,136	4,647
	小計（構成比）	10,325(39.8%)	10,564(42.2%)	10,154(42.2%)	8,673(38.7%)	7,436(37.4%)	7,659(38.3%)
第3次産業	電気・ガス・水道等	41	32	44	20	35	39
	運輸・通信業	869	937	922	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	92	46	70
	運輸業	—	—	—	804	910	792
	卸売・小売業・飲食店	3,010	3,077	3,180	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	2,864	2,570	2,342
	金融・保険業	299	274	242	186	207	165
	不動産業	18	33	38	20	86	95
	サービス業	2,850	3,398	3,647	1,682	1,551	2,166
	飲食・宿泊業	—	—	—	507	594	641
	医療・福祉	—	—	—	1,270	1,553	1,738
	教育・学習支援業	—	—	—	679	602	578
	複合サービス業	—	—	—	514	295	364
	公務	668	681	686	617	625	613
小計（構成比）	7,755(29.9%)	8,432(33.7%)	8,759(36.4%)	9,255(41.3%)	9,074(45.6%)	9,603(48.0%)	
その他	その他	—	—	—	12	94	144
	小計（構成比）	—	—	—	12(0.1%)	94(0.5%)	144(0.7%)
就業者合計 (構成比)	25,963 (100.0%)	25,021 (100.0%)	24,037 (100.0%)	22,385 (100.0%)	19,884 (100.0%)	20,022 (100.0%)	

資料：国勢調査

II 田村市議会の概要

1. 議員の任期及び定数

任 期	平成30年5月1日～令和4年4月30日
定 数	20人

2. 会派別議員数

会派名	改革 未来 たむら	市民の会	市民 net たむら	政友会	至誠会	無会派	計
人 数	5人	5人	3人	3人	3人	1人	20人

3. 当選回数別議員数（町村議会議員歴を含む）

回 数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上
人 数	4	3	2	4	—	5	2	—	—

4. 年齢別議員数

区 分	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳 ～ 以上	計	平均 年齢	最年長	最年少
男			1	12	5	18	64.7	84.0	56.0
女				1		1	60.0	—	—
計			1	13	5	19	62.3	84.0	56.0

5. 議員報酬・旅費等

職 名	報 酬	費用弁償(※1)	日 当	宿 泊 料		
議 長	420,000	本会議又は委員会に出席したときは、居住地から議場までの距離に、1キロ37円を乗じた額を支給（片道2km以上の場合）	3,000	甲 地 方	14,800	乙 地 方 13,300
副議長	369,000					
議 員	350,000					
市 長	707,000					
副市長	728,000					
教育長	670,000					

(※1) 費用弁償日額2,000円の廃止：逼迫する市の財政状況を鑑み、議会自ら行政改革を推進するため議会改革調査特別委員会で検討、H20.12.1から日額2,000円の費用弁償を廃止した。

(※2) 市長の報酬については3割減額の金額であり、令和3年4月16日までの期間とする。

6. 政務活動費

月 額	20,000円
交 付 対 象	会派（所属議員が2人以上）と会派に所属しない議員
施 行 月 日	平成18年10月1日

7. 常任委員会（田村市議会委員会条例第2条）

委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。		
総務文教常任委員会	7人	総務部及び会計課の分掌に属する事項 議会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項
市民福祉常任委員会	7人	市民部、保健福祉部及び福祉事務所の分掌に属する事項 （行政局が取り扱う事項を含む）
産業建設常任委員会	6人	産業部及び建設部の分掌に属する事項 （行政局が取り扱う事項を含む） 農業委員会及び水道事業所の所管に属する事項
予算常任委員会	19人	予算議案に関する事項（※H21.2.18から施行）

8. 議会運営委員会

委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。	
委 員 数	6人
設 置 根 拠	田村市議会委員会条例第4条による
オ ブ ザ ー バ ー	議長、副議長
招 集 日	招集日前5日まで

9. 議会広報委員会（任意設置）

設置期間は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	
委 員 数	6人
選 出 方 法	3常任委員会より各2人選出

10. 議会報告委員会（任意設置）

委 員 数	6人
選 出 方 法	副議長、議会運営委員長、4常任委員会副委員長

11. 質疑

発 言 通 告	議事調査の最終日の午後5時までに通告する
発 言 回 数	3回（再々質疑まで）
発 言 方 法	登壇
発 言 時 間	制限無し
発 言 人 員	制限無し

12. 一般質問

方 法	一問一答方式
人 数	原則制限無し（議運において時間、人数を協議する場合がある）
質 問 時 期	各定例会
質 問 時 間	30分（質問のみ）
質 問 回 数	3回（再々質問まで）
質 問 方 法	登壇
通 告 期 間	議会運営委員会開催日の3日前から議会運営委員会開催日前日の午後5時まで
通 告 内 容	具体的に記入
質 問 順 位	受付順

13. 代表質問

方 法	一問一答方式
実 施 時 期	各定例会
実 施 可 能 な 会 派 と 人 数	所属議員が3人以上の会派に限り、 ・所属議員6人以上の会派は2人以内 ・所属議員6人未満の会派は1人
質 問 時 間	所属議員6人以上の会派は60分以内（質問のみ） " 未満の会派は30分以内（質問のみ）
質 問 回 数	3回（再々質問まで）
質 問 方 法	登壇
通 告 期 間	一般質問通告受付開始の2日前から一般質問通告受付開始日前日の午後5時まで
質 問 順 位	所属議員数の多い順。同人数の場合は受付順
実 施 月 日	平成19年3月定例会より実施

14. 請願・陳情及び意見書（案）・決議（案）

取 扱 及 び 審 査	議会運営委員会で協議
-------------	------------

15. 議会広報

名 称	議会広報「たむら議会だより」
創 刊	平成17年5月15日発行
発 行 回 数	年4回（必要に応じ臨時号も発行する）
発 行 部 数	1回につき11,600部
配 布 範 囲	市内全世帯及び関係各市町村等
配 布 方 法	田村市広報に準ずる
規 格	A4版

16. 会議録

作 成 方 法	外部委託
規 格	A4版

17. 議会のホームページ

内 容	市のホームページに掲載 (http://www.city.tamura.lg.jp/) http://www.city.tamura.lg.jp/site/gikai/
-----	---

18. 議会映像配信

内 容	本会議の様子について、動画配信（ライブ及び録画）を実施 （平成27年6月定例会から実施） ・ライブ配信及び動画配信（YouTube）： https://www.youtube.com
-----	---

III 田村市議会委員会等構成

令和3年2月24日現在

■正副議長

議 長	大橋 幹一	副 議 長	半谷 理孝
-----	-------	-------	-------

■常任委員会

区 分	総務文教	市民福祉	産業建設	予 算
委 員 長	菊地 武司	橋本 紀一	遠藤 正徳	安瀬 信一
副委員長	白石 勝彦	木村 高雄	石井 忠重	二瓶恵美子
委 員	佐藤 重実	二瓶恵美子	吉田 文夫	全 員 (議長を除く)
	安瀬 信一	渡邊 照雄	石井 忠治	
	土屋 省一	半谷 理孝	照山 成信	
	長谷川元行	大和田 博	欠 員	
	猪瀬 明			

■議会運営委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員			
照山 成信	土屋 省一	菊地 武司	橋本 紀一	遠藤 正徳	安瀬 信一

■議会広報委員会（任意）

委 員 長	副 委 員 長	委 員			
吉田 文夫	土屋 省一	二瓶恵美子	石井 忠重	白石 勝彦	木村 高雄

■議会選出監査委員

議会選出監査委員	石井 忠治
----------	-------

IV 田村市議会議員名簿（議席図）

議 長	大橋 幹一
-----	-------

各 部 代 表 課 長 席
各 部 長 ・ 課 長 席
各 部 長 席
市 長 ・ 副 市 長 等 席

事 務 局
各 課 長 等 席
各 部 長 等 ・ 課 長 ・ 行 政 委 員 会 の 席
教 育 長 ・ 各 行 政 委 員 会 の 長 席

答 弁 席

質 問 席

4 番	3 番
佐藤 重実	石井 忠重

2 番	1 番
二瓶 恵美子	欠 員

12 番	11 番
石井 忠治	菊地 武司

10 番	9 番
遠藤 正徳	吉田 文夫

8 番	7 番
土屋 省一	渡邊 照雄

6 番	5 番
安瀬 信一	白石 勝彦

20 番	19 番
大橋 幹一	半谷 理孝

18 番	17 番
猪瀬 明	長谷川 元行

16 番	15 番
大和田 博	橋本 紀一

14 番	13 番
照山 成信	木村 高雄

V 田村市の財政状況

1. 一般会計予算（令和2年度当初予算）

【歳入】

（単位 千円）

款	予 算 額	構成比 (%)
1. 市税	3,904,126	14.3
2. 地方譲与税	283,630	1.1
3. 利子割交付金	3,770	0.0
4. 配当割交付金	10,230	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	7,739	0.0
6. 地方消費税交付金	853,860	3.1
7. 自動車取得税交付金	—	—
8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,280	0.0
9. 地方特例交付金	15,250	0.1
10. 地方交付税	9,869,424	36.2
11. 交通安全対策特別交付金	1,760	0.0
12. 分担金及び負担金	170,607	0.6
13. 使用料及び手数料	270,084	1.0
14. 国庫支出金	2,992,936	11.0
15. 県支出金	2,939,835	10.8
16. 財産収入	53,142	0.2
17. 寄附金	50,003	0.2
18. 繰入金	3,591,319	13.2
19. 繰越金	100,000	0.4
20. 諸収入	214,441	0.8
21. 市債	1,839,134	6.7
計	27,250,000	100.0

【歳出】

款	予 算 額	構成比 (%)
1. 議会費	185,263	0.7
2. 総務費	2,202,421	8.1
3. 民生費	5,774,373	21.2
4. 衛生費	4,495,836	16.5
5. 労働費	12,099	0.0
6. 農林水産業費	4,048,414	14.9
7. 商工費	1,386,286	5.1
8. 土木費	1,752,776	6.4
9. 消防費	1,114,917	4.1
10. 教育費	2,985,440	10.9
11. 災害復旧費	140	0.0
12. 公債費	3,069,893	11.3
13. 諸支出金	122,142	0.4
14. 予備費	100,000	0.4
計	27,250,000	100.0

2. 特別会計（令和2年度当初予算）

（単位 千円）

会 計 名	予 算 額
国民健康保険特別会計	3,978,300
介護保険特別会計	4,561,300
後期高齢者医療特別会計	446,800
滝根町観光事業特別会計	701,500
農業集落排水事業特別会計	27,200
授産場事業特別会計	57,100
診療所事業特別会計	221,800
合 計	9,994,000

3. 財政指標（平成30年度）

財政力指数	0.337	将来負担比率	12.2%
経常収支比率	91.6%	実質赤字比率	—
実質収支比率	5.1%	連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	17.1%	資金不足比率	—

4. 議会費（令和2年度当初予算）

（単位 千円）

節 別	予 算 額	節 別	予 算 額
1 議員報酬	85,068	10 交際費	400
2 給料	13,614	11 需用費	消耗品費 464
3 手当等	議員分 27,311		食糧費 70
	職員分 8,158		印刷製本費 1,308
	計 35,469		計 1,842
4 共済費	議員分 29,996	12 役務費	180
	職員分 4,969	13 委託料	3,755
	計 34,965	14 使用料及び賃借料	575
8 報償費	8	19 負担金補助及び交付金	5,572
9 旅費	費用弁償 3,984		
	普通旅費 818		
	計 4,802		
議会費合計(A)		185,263	
一般会計予算総額(B)		27,250,000	
構成比(A/B)		0.7	

VI 田村市議会運営に関する基準

平成17年3月7日

第1章 総則

第1節 議会の呼称

1 議会定例会は、令和〇年田村市議会〇月定例会とし、臨時会は、順次回数を追って令和〇年田村市議会第〇回臨時会とし、暦年更新する。

第2節 議会の招集

- 2 定例会は、年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集されるのが通例である。
- 3 議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。
- 4 市長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。（参照条文 法101・102）
- 5 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、市長から議会招集の通知を受領したときは、その旨を議員に通知する。（参照条文 法101）

第3節 告示依頼

6 臨時会において、議員の発議する事件並びに請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から市長に対し、告示を依頼する。ただし、開会中に急施を要する事件があるときは、この限りでない。（参考条文 法102）

第4節 参集

- 7 応招及び出席の通知は、事務局に備付けの出席表示板により表示する。
- 8 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。ただし、開議時刻までに届出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。
- 9 議員が会議等に遅参するときは、電話等により議長に届け出る。
- 10 議員が閉会中に、議会外の用務のため3日間以上本市を離れるときは、議長へ通知する。

第5節 議席

- 11 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、会議前に協議又はくじで定めたとおりとし、臨時議長が指定する。
- 12 議席は、一般選挙後最初の会議において議長が指定する。
- 13 議長の議席は、最終番、副議長の議席は、最終2番とする。
副議長の選挙後に、議長及び副議長が当該議席でないときは、当該議席の議員とそれぞれ議席の変更を行う。

第6節 会期

- 14 会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。（参照条文 法102）
- 15 会期の延長は、会期終了の当日議決する。
会期の延長を議決したときは、当日の欠席議員に通知する。（参照条文 法102）
- 16 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。（参照条文 法102）

第7節 議会の開閉

17 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。（参照条文 法102）

第8節 会議時間

- 18 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を各議員に通知する。
会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。
- 19 会議の開始は、号鈴で報じる。
会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わったときは、倒して退場する。

第9節 休会

20 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮って決める。休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

21 休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

22 議員提出議案（条例、会議規則、意見書、決議等）は、暦年ごとに発議第〇号と一連番号を付ける。（参照条文 法112）

23 市長提出議案及び諮問等は、暦年ごとに、議案第〇号及び諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

（参考）議案等の提出は、次の例示による。

1 議員提出議案	発議第〇号
2 長提出議案	議案第〇号
3 諮問	諮問第〇号
4 承認（法第179条の専決処分）	承認第〇号
5 認定（決算）	認定第〇号
6 同意（人事案件）	同意第〇号
7 請願（陳情）	請願（陳情）第〇号
8 報告（法第180条の専決処分等）	報告第〇号

24 市長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議長に送付される。（参照条文 法149）

25 議長は、議案等の写しを各議員に配布する。

26 議長は、同一趣旨の意見書案、決議等が同時に提出されたときは、議会運営委員会において調整する。

27 議会推薦の農業委員は、議長が会議に諮って推薦の議決をする。（参照条文 農業委員会等に関する法律12、15、17）

第2節 動議の提出

28 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長は、これを取りあげることができない。

29 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申立てできない。（参照条文 法114・118）

第3節 修正案の提出

30 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれの修正案の写しを各議員に配布する。（参照条文 法115の3）

第4節 議案等の撤回及び訂正

31 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者から文書により請求する。

32 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を各議員に配布する。

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配布

33 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定及び変更
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定及び延長
- (4) 諸般の報告
- (5) 行政報告
- (6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職（法103・108）
- (7) 仮議長の選挙（法106）
- (8) 議員の辞職（法126）
- (9) 常任委員の選任及び所属変更（法109）
- (10) 議会運営委員の選任及び辞任（法109）
- (11) 一般質問
- (12) 議案等
- (13) 事件の撤回及び訂正

-
- (14) 委員会報告書が提出された議案等
 - (15) 委員会の閉会中の継続審査又は調査
 - (16) 委員会の審査又は調査の期限
 - (17) 委員会の中間報告
 - (18) 特別委員会の設置（法109）
 - (19) 特別委員の選任及び辞任（法109）
 - (20) 選挙管理委員の罷免（法184の2）
 - (21) 監査委員の罷免（法197の2）
- 34 議事日程は、1日ごとに順次番号を付ける。
- 35 一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。
（参考）一般選挙後最初の会議の議事日程は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 臨時議長が作成する議事日程
 - ① 仮議席の指定
 - ② 議長選挙（法103）
 - (2) 議長が作成する追加議事日程
 - ① 議席の指定
 - ② 会議録署名議員の指名
 - ③ 会期の決定
 - ④ 副議長選挙（法103）
 - ⑤ 常任委員の選任（法109）
 - ⑥ 議会運営委員の選任（法109）
 - ⑦ 一部事務組合の議会議員の選挙（法118）
 - ⑧ 監査委員の選任同意（法196）
- 36 議事日程は、おそくとも当日の開議までに議員に配布する。
- 37 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日（次の会議日）の議事日程に記載する。
- 第2節 日程の順序変更及び追加
- 38 日程の順序変更は、議長の発言又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。
- 39 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発言により、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。
議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。
- 40 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発言又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。
- 41 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し議題とする。
- 42 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了廃案となる。
- 第4章 選挙
- 第1節 選挙の方法
- 43 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。（法118）
- 44 投票をもってする選挙（又は表決）は、日を単位として行い、2日間にわたって行うことはできない。この場合においては、翌日改めて投票を行う。
- 45 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発言又は議員の動議により、会議に諮って、異議がなければ、次の方法による。（法118）
- (1) 議長指名による場合
議長発言又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。
 - (2) 議員の動議による場合
議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。
-

第2節 投票及び開票

- 46 投票に当たっては、職員に点呼させる。
- 47 議員は、点呼に応じ、議長席に向かって右方から順次登壇して、投票用紙を投票箱に投入し、議席に復する。議長は、点呼の最後に議長席において投票する。
- 48 立会人は、議席順を原則として議長が順次指名する。

第3節 選挙の結果

- 49 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。(法118)
- 50 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。
- 51 議会における選挙により当選した議員は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行う。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。
- 52 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

第5章 議事

第1節 説明員

- 53 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から市長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は、口頭により行う。(法 121)
- 54 説明のための議場出席者の範囲は、市長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長職以上の者とし、議長に通知のあった者とする。(法121)

第2節 諸般の報告

- 55 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。

[報告事項例示]

- (1) 議員の異動報告
- (2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可報告
- (3) 委員長、副委員長の選任及び辞任の報告
- (4) 議案等の受理及び撤回(法149)
- (5) 請願、陳情の受理及び付託前の取下げ
- (6) 監査、検査結果の報告(法199・235の2)
- (7) 請願、陳情の処理経過及び結果の報告(法125)
- (8) 一部事務組合議会の報告
- (9) 開発公社等の報告
- (10) 系統議長会関係の報告
- (11) 慶弔に関する事項の報告
- (12) 説明員の報告(法121)
- (13) その他報告すべき事項

諸般の報告は、開議宣告後議事に入る前に行う。なお、必要により議事に入った後に行うこともある。

- 56 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、職員に朗読させる。
- 57 法令に基づく報告書等は、執行機関において作成し、議員に配布される。
- 58 市長等の行政報告は、議長の諸般の報告の次に行う。
- 59 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行わない。

第3節 議題及び議案等の説明

- 60 議員が提案する議案等のうち、意見書案及び決議案で、内容の明確なものについては、趣旨説明を行わない。
- 61 決算を議題に供したときは、市長の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。(参照条文 法149・233)

第4節 除斥

- 62 議長は、除斥を必要とする場合は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。(法117)
- 63 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は、会議に諮って決定する。(法117)
- 64 除斥された議員は、その会議を傍聴することは適当でない。

第5節 委員会付託

- 65 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整の上その所管を決定する。
- 66 議長は、議案を委員会に付託するときは、本会議中心主義の場合は議決により付託し、委員会中心主義の場合は議案付託表を配布して付託する。
- 67 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。

第6節 委員会の中間報告

- 68 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

- 69 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配布する。
- 70 常任委員長の報告は、田村市議会委員会条例（平成17年田村市条例第193号）第2条に規定する順序による。
- 71 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。
- 72 副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は、委員長報告を副委員長に行わせることができる。
- 73 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。
- 74 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。
- 75 委員長報告の中で、付帯決議、希望意見等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により、会議に諮って決定することができる。

第8節 少数意見の報告

- 76 少数意見の留保があったときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。
- 77 委員会において2件以上の少数意見が留保されたときは、議長は、少数意見報告書の議長への提出順序によって報告の順序を定めて発言を許可する。
- 78 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また、委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮って少数意見の報告は省略する。

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

- 79 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。
- 80 議員の発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行うのが原則であるが、再質問、質疑及び議事進行に関する発言については、議席で起立して発言することができる。
- 81 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。
- 82 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。
- 83 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

第2節 一般質問

- 84 一般質問は、議案審議に先立って行う。
- 85 一般質問の通告は、議会運営委員会開催日の前日午後5時までにこれを行う。なお、通告に当たっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。
- 86 一般質問の順序は、原則として通告順による。ただし、事情によっては、順序を変更することができる。
- 87 一般質問の質問形式は、一問一答とする。
- 88 一般質問の発言回数は、3回までとする。
- 89 一般質問の発言時間は、質疑を行う時間の合計が30分を超えてはならない。
- 90 一般質問に対する関連質問は、許可しない。
- 91 議長は、一般質問通告一覧表を作成し、議員及び関係者に配布する。
- 92 議長は、議員から通告のあった質問の要旨について、あらかじめ執行機関に通知する。
- 93 質問者は、原則として原稿を作成し、それによって発言する。

第3節 緊急質問

94 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。

95 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。

第4節 発言の取消し及び訂正

96 会議における議員の発言について、不穏当（不適當）な言辞があったように思われるときは、議長が「不穏当（不適當）な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当（不適當）であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取り消し、配布（閲覧用を含む）する会議録には、その部分の発言は掲載しない。

ただし、会議録の原本にはそのまま掲載する。

97 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取り扱う。

第7章 質疑・討論及び表決

第1節 質疑

98 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として田村市議会会議規則（平成17年田村市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）の定める回数とする。

99 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。

100 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

101 議案に対する質疑は、通告制とする。

第2節 討論

102 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて、これを行う。

(1) 委員会に付託しない場合

ア 修正案のない場合＝原案反対者－原案賛成者

イ 修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(2) 委員会に付託した場合

ア 報告が可決の場合＝原案反対者－原案賛成者

イ 報告が否決の場合＝原案賛成者－原案反対者

ウ 報告が修正の場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(3) 委員長報告後修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(4) 委員長報告が可決で少数意見のある場合＝原案賛成者－少数意見賛成者

(5) 委員長報告が否決で少数意見のある場合＝原案反対者－少数意見賛成者

103 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。

104 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。

105 法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

(1) 会期決定の議決

(2) 会期延長の議決

(3) 休会の議決

(4) 休会の日の開議の議決

(5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可

(6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決

(7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決

(8) 中間報告を求める議決

(9) 発言取消しの許可

(10) 請願の特別委員会付託の議決

(11) 請願の委員会付託省略の議決

(12) 会議規則の疑義に関する決定

(13) 議事進行の動議の議決

(参考) 法及び会議規則に規定されているもの

(1) 秘密会とする議決（法115）

-
- (2) 会議時間の変更に異議あるときの決定
 - (3) 先決動議の表決順序に異議あるときの決定
 - (4) 議事日程の順序変更及び追加の議決
 - (5) 延会の議決
 - (6) 一括議題とすることに異議あるときの決定
 - (7) 議案等の説明省略及び委員会付託の議決
 - (8) 委員長及び少数意見の報告の省略
 - (9) 発言時間の制限に異議あるときの決定
 - (10) 質疑、討論の終結動議の決定
 - (11) 緊急質問の同意
 - (12) 表決の順序に異議あるときの決定
 - (13) 議長及び副議長の辞職許可
 - (14) 議員の辞職許可
 - (15) 規律に関する問題の決定
- 106 議案に対する討論は、通告制とする。
- 第3節 表決
- 107 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するか採決し、委員長の報告が否決の場合は、原案について採決する。
- 108 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。
- 109 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。
- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合
原案に最も遠いものから先に表決をとる。
 - (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合
まず、共通部分を表決する。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付する。
 - (3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がない場合
議員の修正案から先に表決をとる。
 - (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がある場合
まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通部分を除く修正部分について表決に付する。
次に議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。
- 110 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決するのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。
- 111 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決による。
- 112 意見書、決議及び請願（陳情）は、おおむね最終日の会議において採決する。
- 第8章 委員会
- 113 常任委員の選任に当たっては、あらかじめ議長が議会運営委員会又は全員協議会において調整の上、会議に諮って指名する。
- 114 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。
- 115 議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。（法109）
- 116 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。
- 変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申出のみによって、議長が会議に諮って、その所属を変更する。
- 117 議長は、特別委員にならないのを原則とする。
- 118 特別委員会の名称は、審査又は調査若しくは設置の目的を冠して呼称する。
- 119 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
- 120 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
-

- 121 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。
- 122 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。
- 123 連合審査会の議事は、主たる委員会の委員長が主宰する。
- 124 連合審査会に付した事件の表決は、主たる委員会において行う。
- 125 委員会に付託された審査又は調査事件を、閉会中もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。
- なお、特別委員会等にあつては、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで閉会中もこれを行う旨の議決をすることもできる。

第9章 請願（陳情）

- 126 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。
- また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。（参照条文 法124）
- 127 請願者が、請願書を取り下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。
- 128 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。
- 129 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明をさせる。
- 130 請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。
- 131 採択すべきものと決定した請願で、執行機関にその処理経過及び結果の報告を請求するときは、その旨を委員会で決定し、報告書に付記する。
- 132 市長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員に配布し、報告する。（参照条文 法125）
- 133 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは「みなし採択（不採択）」とする。
- 134 同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。
- ただし、必要がある場合は、議決することができる。
- 135 請願の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目を取り上げて、一部採択として採決することができる。
- 136 閉会中の継続審査に付された請願について、取下げの申出があったときは、議長は、所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において許可を求める。
- 137 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し又はその要旨を印刷し、議員に配布する。
- 138 請願（陳情）は、議会運営委員会開催日前日の午後5時までに提出があったものを受付し、それ以降に出されたものは、次の定例会に引き継ぐ。
- 139 陳情については、議会運営委員会で取扱いを協議する
- 140 郵送された陳情は、原則として受理しない。

第10章 辞職

- 141 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。
- （1） 議長の場合
- 議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。
- （2） 副議長の場合
- 議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、閉会中又は欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。
- （3） 議員の場合
- 議員の辞職を許可したときは、直ちに文書でその旨を本人に通知する。
- 142 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつするのを通例とする。
- 143 議員に欠員が生じたため、その旨を選挙管理委員会に通知するときは、併せて市長にも通知する。

第11章 会議録

- 144 会議録署名議員は、会期を通じて議席順により議長が指名し、又は、会議日ごとに議席順により

- 議長が指名する。ただし、当該議席にある者に事故があるときは、次の議席にある者を指名する。
- 145 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。(法123)
- 146 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配布(閲覧用を含む。)する会議録には記載しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載する。

執行機関等の関連する発言についても、同様である。

- 147 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載する。ただし、配布(閲覧用を含む。)する会議録には、その発言は掲載しない。(法129)
- 148 会議において自ら発言を訂正したとき、又は当該議員から訂正の申出があって、議長がこれを許可したときは、会議録の原本には、その部分について傍線し、訂正した発言を記載した付せんを添付する。(参照条文 法123)

第12章 議会運営委員会

- 149 長からの議会招集の申入れがあったときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、諸般の態勢を整える。
- 150 議長は、議会運営委員会の委員にならないのが適当である。
- 151 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い(発言順序、発言者、発言時間等)
- (6) 議事進行の取扱い
- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い(議員控室、委員会室、傍聴席等)
- (9) 議長、副議長の選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会の設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 委員会の閉会中の継続審査(又は調査)の取扱い
- (15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (16) 休会の取扱い
- (17) 議会内の秩序の取扱い
- (18) 議案の取扱い
- (19) 動議の取扱い(修正動議を含む。)
- (20) 議員提出議案(条例、意見書、決議)の取扱い
- (21) 長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 全員協議会の取扱い
- (24) 特殊な請願、陳情の取扱い
- (25) その他議会運営上必要と認められる事項

II 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正
- (2) 議会事務局設置条例、議会図書室規程の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

III 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (2) 傍聴規則の制定、改正
- (3) 常任委員会間の所管の調整
- (4) 慶弔等に関する事項

(5) その他議長が必要と認める事項

152 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

153 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

第13章 参考人

154 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

155 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。

第14章 全員協議会

156 議長は、議会の運営その他について必要があると認められるときは、全員協議会を開くことができる。

第15章 慶弔

157 議員が叙勲され、又は議員として授賞したときは、会議において議長が報告する。

158 議員が逝去したときは、会議において黙祷を行った後、同僚議員が追悼演説を行う。

第16章 その他

159 議場における議員に対する敬称は、性別を問わず「君」とする。

160 臨時議長の紹介は、事務局長が行う。(法107)

161 議員は、在職中所定の記章をはい用する。

162 議会選出の一部事務組合議会議員が組合議会に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

163 開発公社等の理事会に出席した議員は、その経過及び結果を議長に報告する。

164 議場の本会議以外の使用は、原則としてこれを許可しない。

165 一般選挙後の最初の会議において、臨時議長が議員の紹介を行わせるのを例とする。

166 一般選挙後新たに選挙された議員については、当選後最初の会議において議長が紹介するのを例とする。

167 議長は、市長、副市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員(議員であるものを除く。)から就退任のあいさつの申出があったときは、発言を許可し、議場で行うのを例とする。

168 一般選挙後の最初の会議等において、議長が執行機関の幹部職員の紹介を行わせるのを例とする。

169 執行機関の幹部職員に異動があったときは、議長は異動後の最初の会議等において新任者を紹介するのを例とする。

VII 田村市議会の概略

市 名	田 村 市
市 制 施 行 日	平成17年3月1日
議 長	おお かし かん いち 大 橋 幹 一 (令和2年5月1日就任)
副 議 長	はん がい とし たか 半 谷 理 孝 (令和2年5月1日就任)
事 務 局 長	や ぶき はる ひこ 矢 吹 晴 彦
議員定数(条例)	20人
任 期 満 了 日	令和4年4月30日
事務局職員数	8人 (専任5人 併任3人) ※条例定数：専任6人 併任3人
市 長	ほん だ じん いち 本 田 仁 一
人 口	36,079人 (令和2年4月1日現在 人口)
世 帯 数	12,685世帯 (令和2年4月1日現在 世帯)
面 積	458.33平方キロメートル
所 在 地	〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2 田村市役所本庁舎4階 TEL 0247-81-1223 (直通) FAX 0247-81-1224